

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成30年1月16日(火) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 11名中11名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由喜門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 大 内 美 智 子
大 森 茂 利 久 山 英 之 藤 澤 美 芳
4. 農地利用最適化推進委員
松 本 英 樹 福 池 正 美 射 越 誠 一 山 本 祐 章
5. 議事に参与した者
事務局長 小林 裕治
事務局 島 宏彰
事務局 久山 貴史
事務局 大原 康岐
6. 議事内容
報 告 事 項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第5条許可申請について
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・所有権移転)

そ の 他

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより平成29年度瀬戸内市農業委員会、第10回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） あけましておめでとうございます。皆さま方には、大変寒い中をご出席いただきましてありがとうございます。本日も数件の議案が提出されておりますので、適正なご審議の程お願いいたします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よりしくお願いします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに大森委員、久山委員、よろしく申し上げます。早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。
議案資料1ページをご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。平成29年度瀬戸内市農業委員会第9回総会で農地転用許可と議決されました、■■■■による農地法第4条許可申請につきまして、平成29年12月15日に開催された岡山県農業会議に諮問しましたところ、許可が適当である旨の意見答申を受けましたので、同日付けで許可しておりますことを報告したものととなっております。
また、下段の方をご覧ください。同じく平成29年度瀬戸内市農業委員会第9回総会で農地転用許可と議決されました、株式会社丸通地建外2件の農地法第5条許可申請につきまして、平成29年12月22日付けで瀬戸内市開発審議会から承諾がありましたので、同日付けで許可しておりますことを報告したものととなっております。
以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。
それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請について
でございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。譲渡人「牛窓町
鹿忍■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍6
850」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は781㎡。

「牛窓町鹿忍6921」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面
積は1,740㎡。譲受人の農地までの距離は1,000m。耕作面積は
48,272㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名とな
っております。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手
方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあた
り■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地
を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、
耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込
まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はあり
ません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数につ
いて、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当
該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地で
あり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■ ■
■」さんが譲渡人の「■■ ■■」さんから借り受けて「畑」とし
て耕作してもらっており、今後も譲受人の「■■ ■■」さんが
「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農
地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないもの
と考えられます。なお、事務局と担当委員の松本委員さんとで現地
調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「長船町東須恵■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。譲渡人「長船
町飯井■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「長船町飯井
171-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は884㎡。

譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は10,406㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■ ■■■」さんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■■ ■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【3番案件】

譲受人「長船町福岡■■■ ■■■ ■■■ ■ ■■■」。譲渡人「岡山市北区野田■■■ ■■■ ■■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「長船町福岡1182-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は256㎡。「長船町福岡1182-5」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は244㎡。「長船町福岡1182-6」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は184㎡。譲受人の農地までの距離は1,000m。耕作面積は21,925㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん、松本委員さん、お願いします。

松 本 委 員 譲渡人の■■さんは現在、農業を営まれておりません。対象地については、現在も譲受人の■■さんが耕作しておられます。■■さんの方で今後、耕作をしていく予定はないということで■■さんの方へ譲渡するものでございます。特に問題ないと思いますが、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について、担当委員さん、福池委員さん、お願いします。

福 池 委 員 2番案件ですが、譲渡人の■■さんは主に父親や農業をしておられましたが、父親が亡くなり、本人も病気がちで耕作を続けていくことは難しいということで譲渡の話となったようです。今回の申請について、所有地の一部ですが、将来的には残った土地も耕作してくれる人を探して譲渡していくと聞いております。

議 長 はい、ありがとうございました。続いての3番案件について、担当委員さん、山本委員さん、お願いします。

山 本 委 員 譲受人の■■さんがこれまでどおり水稻を作付けするそうで、周辺の農地にも影響はないと思われます。譲受人の■■さんは熱心に農業をされており、水利委員等もしております。また、耕作するにも十分な農機具等も所有しているため、しっかり管理、耕作できると思われます。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は
終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の
方、挙手願います。
(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の
説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたし
ます。議案資料2頁目下段をご覧ください。

【1番案件】

譲受人「岡山市東区宍甘■■■■」。譲渡人「長船
町福里■■■■」。土地の所在地は「長船町福里6
0-5」。地目は「畑」。面積は264㎡。転用目的は「自己住宅」。
施設の概要は「木造平屋建 1棟 115.93㎡」。建ぺい率は
「43.91」%。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は普通畑
となっております。資金は、自己資金が■■、借入金が■■です。
隣地への被害はありません。なお、所有権移転するもので10aあた
り■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につ
きましては、資料5ページをご覧ください。JA岡山長船カントリー
エレベータから北へ約300mのところに位置しております。

【2番案件】

借人「長船町磯上■■■■」。貸人「長船町福里■
■■■■」。土地の所在地は「長船町福里147-
1」。地目は「田」。面積は312㎡。転用目的は「自己住宅」。施
設の概要は「鉄骨2階建 1棟 71.43㎡」。建ぺい率は
「22.89」%となっております。農地区分は第2種農地で10aあた
りの収量は米420kgとなっております。資金は借入金が■■。隣地へ
の被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので10aあた
り■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につ
きましては、資料6ページをご覧ください。JA岡山長船カントリー
エレベータから東へ約50mのところに位置しております。
以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続
きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員
さん、射越委員さん、お願いします。

- 射越委員 1番案件については、職場が近いため申請地に自己用住宅を建てる予定となっているものです。排水は近くの水路に流し、農業への支障はありません。続いて、2番案件ですが、土地所有者の娘さんの家を建てるということで、これまでも農繁期には農業を手伝われており、今後も農業に従事していくそうです。特に問題はありません。
- 議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
- 第2号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定・所有権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。
【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】
- 議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局、お願いします。
- 事務局 今後の予定でございますが、2月8日木曜日に総会の開催を予定しております。また、3月の総会につきましては、3月15日木曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。
- 議長 他にご意見・ご質問はありませんか。
- それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成29年度1月の総会を閉会とさせていただきます。
- ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成30年1月16日

議 長

署名委員

署名委員